

姫路駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続が必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。
- 3 件名リスト

番号	件名	納入（履行） 場所	納期（履行期 限）	見積依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積合わせの 日時	防衛省競争 参加資格	備考
42	駐屯地受水槽清掃	陸上自衛隊姫路 駐屯地	令和8年 12月18 日	8.6.29	8.7.6 10時30分	8.7.6 10時30分	なし	・総品目総額決定

4 適用する契約条項

駐屯地用標準契約の役務請負契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項とする。

5 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒670-0881 兵庫県姫路市峰南町1-70 契約機関名（担当）：陸上自衛隊姫路駐屯地 第352会計隊姫路派遣隊（濱尾）

電話番号：079-222-4001（内線348） F A X：079-222-4006 メールアドレス：ma347fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

仕様書の内容に関する問い合わせ先：姫路駐屯地業務隊 管理科 渡邊（内線342）

仕 様 書

- 1 件 名 駐屯地受水槽清掃
- 2 場 所 兵庫県姫路市峰南町1－70 陸上自衛隊姫路駐屯地
- 3 期 間 契約締結日～令和8年12月18日(金)
- 4 概 要 受水槽清掃 1式
- 5 一般事項
 - (1) 本整備は本仕様書による他、下記仕様書及び関係諸規則によるものとする。
建築保全センター発行「建築保全業務共通仕様書」
 - (2) 本仕様書及び図面に疑義が生じた場合には、監督官と協議を行いその指示に従うものとする。
 - (3) 現場の収まり等により軽微な変更の必要性が生じた時は、監督官と調整しその指示に従うものとする。ただし、請負金額、工期等の変更は行わないものとする。
また、実施に当たって当然必要と思われる事項は、監督官の指示を受け請負者の責任において実施するものとする。
 - (4) 整備実施に関して、隊員及び部外者等に障害等を与えた場合、または施設等に損害を与えた場合は請負者の責任において復旧及び補償するものとする。
 - (5) 使用材料は、仮設材を除き全て新品とし、監督職員の検査を受け合格したものを使用する。
 - (6) 請負者は現場代理人等を指定し、関係法令に基づき現場の管理を行い防災に努めること。
 - (7) 整備現場及び許可された場所以外への無断立入等は厳禁とする。
 - (8) 整備写真は、着工前、完成及び施工後隠ぺいとなる箇所、また、主要な段階状況、使用材料、その他監督官の指示するものを整理し、1部を提出するものとする。
 - (9) 本整備に必要な申請及び提出書類は官側の示す規格様式で作成し提出するものとする。
 - (10) 本整備実施により知り得た内容に関して監督官の許可無く漏えいしてはならないものとする。

件名	駐屯地受水槽清掃		
種別	仕様書	図番	1 / 6
作成部隊	姫路駐屯地業務隊管理科		

- (11) 撤去品が発生した場合、金属類発生材は、関係書類提出後監督官の指示する場所に集積するものとし、その他は全て廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理するものとする。
- (12) 整備に必要とする電気、水等は請負者が準備することとし、官側より使用する場合は、事前に監督官へ申し出て承認の上、使用料金は官側の算定に基づき、請負者が支払うものとする。
- (13) 実施日は特記事項による。
特記事項に記載がない場合は、原則平日 08 : 15 ~ 17 : 00 とする。
- (14) 請負者は指定期日までに監督官の指示する書式に基づき必要書類を提出する。

6 特記事項

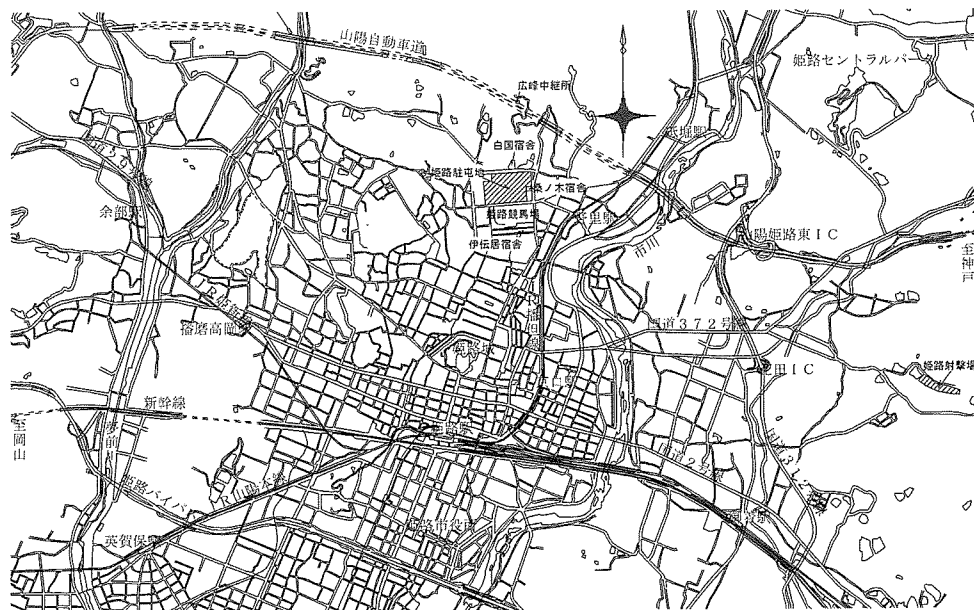
- (1) 実施日については、令和 8 年 11 月 14 日（土）を予定とする。
※予備日：令和 8 年 11 月 15 日（日）
詳細は監督官と協議の上決定するものとする。
- (2) 受水槽の概要は以下のとおりである。
受水槽：SUS 製二槽式 容量 180 m³
- (3) 清掃については、1 槽ごととし断水することなく実施する。
- (4) 作業責任者は、建築物環境衛生管理技術者または、貯水槽清掃作業監督者の講習修了者とし、作業員は貯水槽清掃作業従事者研修等を修了した者で行う。
- (5) 請負業者は清掃、消毒作業を実施するすべての者について、赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌（O—157、O—26）の検査を含んだ菌検査を医療機関において実施し、その結果を実施前に監督官に提出するものとする。
- (6) 作業当日は、菌検査の結果、異常ではないかつ健康状態の良好な者が行う。
- (7) 使用機器及び用具は、タンク掃除専用のものとする。
- (8) 作業服・保安帽・ゴム長靴・手袋・マスク等は消毒済みのものを使用する。
- (9) タンク内の照明、換気等に注意して事故防止を図る。

件名	駐屯地受水槽清掃		
種別	仕様書	図番	2 / 6
作成部隊	姫路駐屯地業務隊管理科		

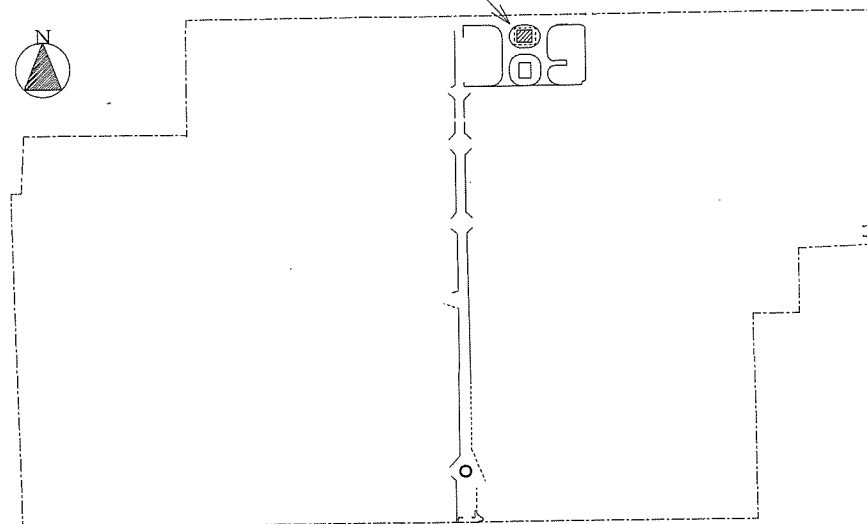
- (10) 消毒後の水洗い及びタンク内への浄水の注入は、消毒終了後少なくとも30分以上経過してから行う。
- なお、ステンレス製については、天井を含めた全面水洗いをして行う。
- (11) 清掃等終了後、タンク内の満水を確認すること。
- (12) 作業終了後、監督官立会の下、末端水栓にて遊離残留塩素を測定して0.2mg/L以上あることを確認し報告書を提出する。
- (13) 水質検査は末端水栓にて採水し、その場で水質検査（味・臭気・色度・濁度）を実施し、異常がないことを確認し官側へ報告する。
- (14) 清掃及び消毒内容は以下のとおりである。

清掃内容	①タンク内の沈殿物質及び浮遊物質、壁面等に付着した物質を除去し、洗浄する。 ②洗浄に用いた水は、完全にタンク外に排除するとともにタンク周辺の清掃を行う。 ③洗浄終了後、水道引込管内等の停滞水や管内のもらいさび等がタンク内に流入しないようにする。
消毒内容	①清掃終了後、塩素剤を用いて2回以上タンク内の消毒を行う。（1回目終了後30分以上経て2回目を行う。） ②消毒薬は、有効塩素50～100mg/L濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液又はこれと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用いる。 ③消毒は、タンク内の全壁面、床及び天井の下面について、高圧洗浄機等を利用して消毒薬を噴霧により吹き付けるか、ブラシ等を利用して行う。 ④タンク内に貯まった消毒液は、完全にタンク外に排水する。 ⑤消毒終了後は、タンク内に人の立ち入りを禁止する措置をする。

件名	駐屯地受水槽清掃		
種別	仕様書	図番	3 / 6
作成部隊	姫路駐屯地業務隊管理科		

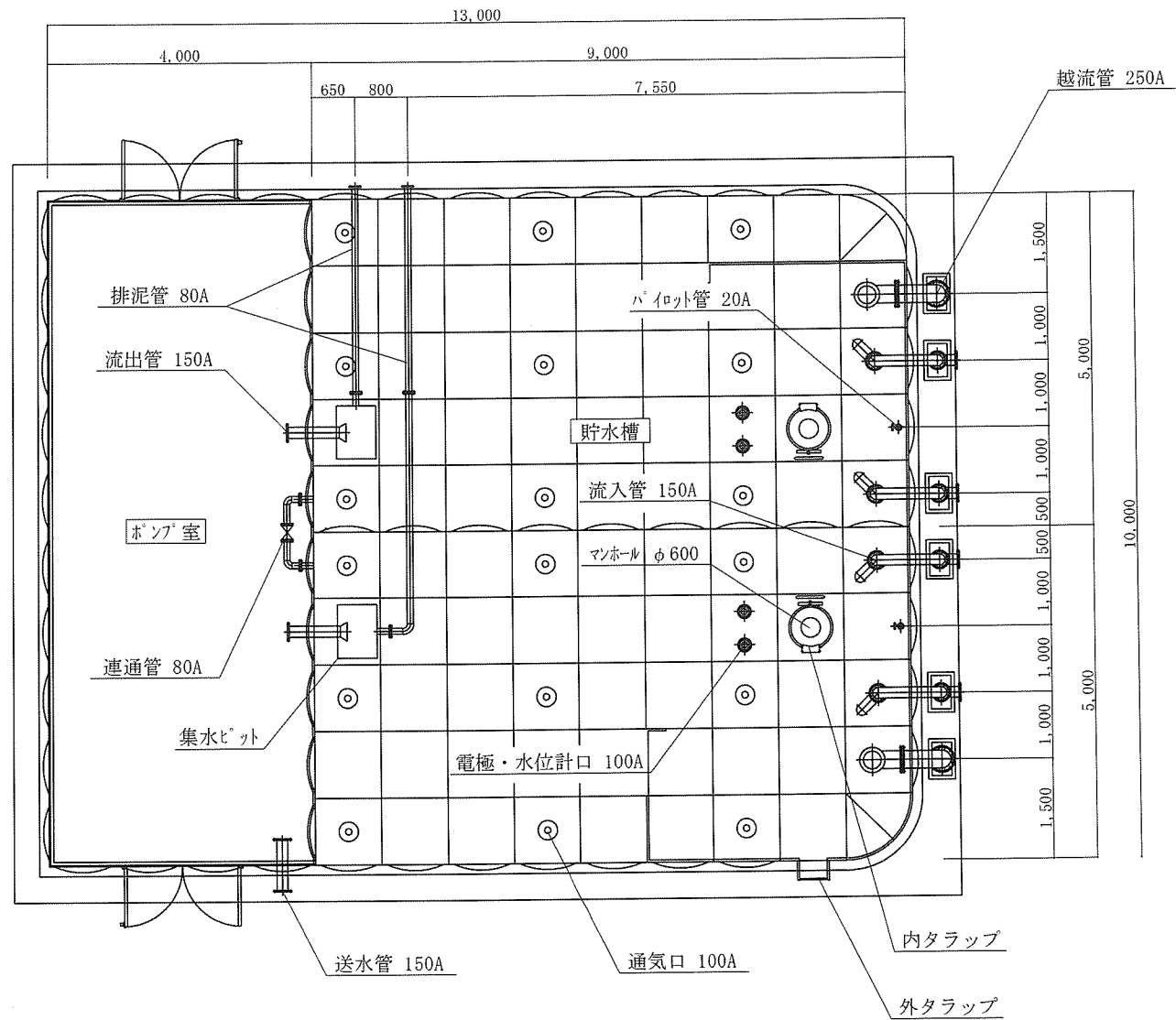


案内図 S=1:100,000



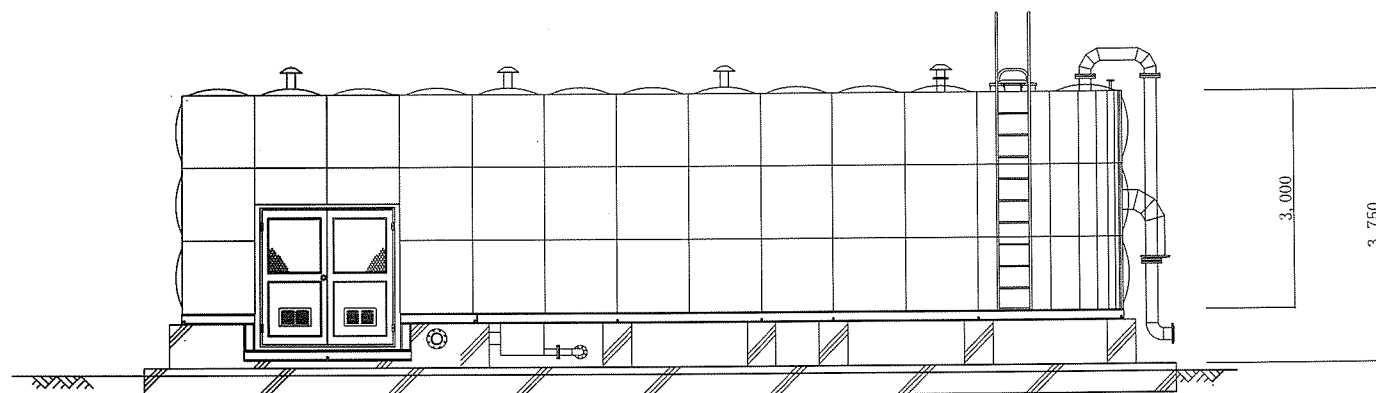
配置図 S=1:6,000

件名	駐屯地受水槽清掃	
種別	案内図・配置図	図番
姫路駐屯地業務隊管理科		4/6



平面図 S=1/100

件名	駐屯地受水槽清掃	
種別	受水槽平面図	図番
	姫路駐屯地業務隊管理科	5/6



立面図 S=1/100

件名	駐屯地受水槽清掃	
種別	受水槽立面図	図番
姫路駐屯地業務隊管理科		6/6

見 積 書

件名リスト一連番号	42
-----------	----

見積金額¥

(消費税及び地方税を含まない。)

品 名	規 格	単位	数量	単価	金 額	備 考
駐屯地受水槽清掃	仕様書のとおり	式	1			
履行場所	陸上自衛隊姫路駐屯地	納期（履行期間）			8.12.18	
契約保証金	(免 除)	入札（見積）書有効期間				

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書」の契約条項等を承諾のうえ見積りいたします。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 8年 7月 6日

分任契約担当官
陸上自衛隊姫路駐屯地
第352会計隊姫路派遣隊長 川崎 祥 殿

住 所
会 社 名
代表者名
印

市 価 調 査 書

分任契約担当官

陸上自衛隊姫路駐屯地

第352会計隊姫路派遣隊長 川崎 祥 殿

市価調査書は

令和8年7月3日（金）13時までにFAXまたはメールにて提出をお願いします。

$$\mathbb{Y}$$

履行場所：陸上自衛隊姫路駐屯地

納期（履行期間）：令和8年12月18日

住所・名称・代表者名

令和 年 月 日

印

内訳（税抜き）

[illegible]